2　目的
この法律の目的に、存立危機事態への対処について、基本となる事項を定めることにより、存立危機事態への対処のための態勢を整備する旨を明記することとした。（第一条関係）

3　定義
㈠　「存立危機事態」とは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいうこととした。（第二条第四号関係）
㈡　「対処措置」の定義に、存立危機事態の推移に応じて実施する措置を追加することとした。（第二条第八号関係）

4　基本理念
存立危機事態への対処に関する基本理念を定めることとした。（第三条関係）

5　国の責務
㈠　国は、組織及び機能の全てを挙げて、存立危機事態に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有することとした。（第四条第一項関係）
㈡　国は、武力攻撃事態等及び存立危機事態への円滑かつ効果的な対処が可能となるよう、関係機関が行うこれらの事態への対処についての訓練その他の関係機関相互の緊密な連携協力の確保に資する施策を実施することとした。（第四条第二項関係）

6　対処基本方針
㈠　政府は、存立危機事態に至ったときは、対処基本方針を定めることとした。（第九条第一項関係）
㈡　対処基本方針に定める事項として、対処すべき事態に関する次に掲げる事項を追加することとした。（第九条第二項第一号関係）
⑴　事態の経緯、事態が武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は存立危機事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実
⑵　事態が武力攻撃事態又は存立危機事態であると認定する場合にあっては、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由
㈢　存立危機事態においては、対処基本方針には、内閣総理大臣が行う国会の承認（衆議院が解散されているときは、緊急集会による参議院の承認）の求めを行う場合にあってはその旨を、内閣総理大臣が防衛出動を命ずる場合にあってはその旨を記載しなければならないこととした。（第九条第四項関係）

六　武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の一部改正関係

1　題名
この法律の題名を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改めることとした。（題名関係）

2　目的
この法律の目的に、武力攻撃事態等又は存立危機事態において自衛隊と協力して武力攻撃又は存立危機武力攻撃を排除するために必要な外国軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置等について定める旨を明記することとした。（第一条関係）

3　定義
㈠　「外国軍隊」とは、武力攻撃事態等又は存立危機事態において、自衛隊と協力して武力攻撃又は存立危機武力攻撃を排除するために必要な行動を実施している外国の軍隊（武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動を実施しているアメリカ合衆国の軍隊を除く。）をいうこととした。（第二条第七号関係）
㈡　「行動関連措置」の定義に、武力攻撃事態等又は存立危機事態において、外国軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の外国軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置を追加することとした。（第二条第八号関係）

七　武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律の一部改正関係
「対処措置等」の定義に、外国軍隊が実施する自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために必要な行動を追加することとした。（第二条第二項関係）

八　武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正関係

1　この法律の題名を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改めることとした。（題名関係）

2　存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する所要の規定の整備を行うこととした。（第一条、第二条、第四条、第一六条及び第五八条関係）

九　武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正関係

1　この法律の題名を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改めることとした。（題名関係）

2　存立危機事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに関する所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第四条、第一六条、第四八条、第八二条、第一三七条、第一三九条～第一四一条、第一五九条及び第一六八条関係）

一〇　国家安全保障会議設置法の一部改正関係

1　国家安全保障会議は、存立危機事態への対処に関する基本的な方針、存立危機事態、重要影響事態及び国際平和共同対処事態への対処に関する重要事項、国際平和協力業務の実施等に関する重要事項並びに自衛隊の行動に関する重要事項を審議し、必要に応じて内閣総理大臣に対して意見を述べるものとした。（第二条第一項関係）

2　内閣総理大臣が国家安全保障会議に諮問しなければならない事項として、二の2の㈠の⑴又は⑹に掲げる業務の実施に係る国際平和協力業務実施計画の決定及び変更に関するもの並びに二の1の㈡の自衛官の国際連合への派遣に関するもの並びに保護措置の実施に関するものを追加することとした。（第二条第二項関係）

一一　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（法律第七七号）（内閣官房）

1　目的
この法律は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの（以下「国際平和共同対処事態」という。）に際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　基本原則
㈠　政府は、国際平和共同対処事態に際し、この法律に基づく協力支援活動若しくは捜索救助活動又は重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第二条に規定する船舶検査活動（国際平和共同対処事態に際して実施するものに限る。）（以下「対応措置」という。）を適切かつ迅速に実施することにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することとした。（第二条第一項関係）
㈡　対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならないこととした。（第二条第二項関係）
㈢　協力支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないこととした。ただし、8の㈥により行われる捜索救助活動については、この限りでないこととした。（第二条第三項関係）
㈣　外国の領域における対応措置については、当該対応措置が行われることについて当該外国（国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従って当該外国において施政を行う機関がある場合にあっては、当該機関）の同意がある場合に限り実施することとした。（第二条第四項関係）